

意見書(案)

来年4月からの消費税増税の実施の撤回を求める意見書

安倍晋三首相は、10月1日、来年4月から消費税の8%への増税を実施することを明らかにした。

今、長期にわたって国民の所得が減り、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する「デフレ不況」から脱出することが日本経済の重大な課題である。消費税増税が4月から実施されれば、税率8%でも約8兆円の増税、税率10%ならば13.5兆円の増税となる。

多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、地域の中小零細企業の経営は依然として厳しい状況におかれている。この不況下で増税になれば、国民の消費はさらに落ち込み、中小零細企業の経営を追い込み、地域経済は大きな打撃を受けることは必至である。景気が悪化すれば、他の税収が消費税増税分以上に落ち込み、自治体財政にも深刻な打撃をおよぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に打撃を与える来年4月からの消費税増税の実施を撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月4日

鹿児島県議会議長 池畠憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
総務大臣
財務大臣

上記のとおり発議する。

平成25年10月4日

鹿児島県議会議員 まつざき 真琴